

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
1	子ども医療対策事業	子育て支援課	医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健やかな子育てがされている。	中学校3年生までの児童の医療に要する保険診療の自己負担分について全額を助成する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	シティプロモーション	現物給付及び償還払いによる助成を行い、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行うことができました。 なお、保護者に対して子ども医療の適正受診の周知を行いました。	妥当性	A	市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減する施策であり、市民ニーズも高いことから継続して実施する必要があります。	現行どおり	中学校3年生までの医療費を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行います。また、保護者に適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討を行います。
								有効性		A	子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の経済的負担が軽減されています。			
										効率性	A	中学3年生まで自己負担なしで実施していますが、助成額の負担が大きくなっています。適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討が必要です。		
2	子ども家庭総合支援事業	子育て支援課	子どもの成長に大きな影響を与える児童虐待を防止する。被虐待児童とその養育者が効果的な支援を受けられる。また、DV被害者がDVを受けなくなる。また、児童とその家族が良好な生活を送れる。	こども家庭センターを設置し、児童及び妊産婦の福祉に際し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。また、センター内に組織する要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童等及び配偶者等からの暴力を受けた者への連絡調整その他の必要な支援を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-1	シティプロモーション	関係機関と連携をとり、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児への適切な対応、また、DV防止にかかる支援を実施しました。また、児童とその家庭が良好な生活を送れるよう各種相談に応じ、関係機関との連携を行いながら、問題解決のための支援を行うことができました。	妥当性	A	児童虐待通告件数、DV相談件数が増加している中、早期発見やその適切な支援及び暴力を防止するため必要な事業です。また、児童福祉法第10条第1項第3号において、市の相談業務が義務づけられています。	現行どおり	関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止やDV被害者支援につなげ、市民の生命や安全を確保します。また、家庭及び児童に関する相談機関として、ケースワーカーと相談員が面接や家庭訪問、関係各課・機関と連携し問題解決に向けた支援を行います。
				健康・福祉・子育て	6	6-1	デジタル化・シティプロモーション	有効性		A	関係機関と連携し、被虐待児童及びDV被害者の早期発見やその適切な支援及び暴力を防止することができます。また、児童や家庭に関するあらゆる相談に応じることで、問題解決のための支援を行うことができます。			
				健康・福祉・子育て	6	6-1	—							
				にぎわい・共創	15	15-3	デジタル化・シティプロモーション	効率性		A	児童家庭相談システムの活用により事務処理を効率化しています。また、子ども家庭総合支援拠点設置に伴い必要な虐待対応専門員の人件費は、子ども・子育て支援交付金を受けています。			
3	養育医療給付事業	子育て支援課	生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成が行われている。	生命の危険のある未熟児に対し、県の指定した医療機関による医療を現物給付により実施する。また、保護者の所得に応じ国の定めた自己負担金を徴収する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	現物給付を行い、児童の福祉に寄与することができました。	妥当性	A	母子保健法第20条により、市が実施主体と位置づけられているため、必要な事業です。	現行どおり	生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成を支援します。
								有効性		A	未熟児に必要な医療を給付することにより、乳児の生命の保護及び健康の増進が行われています。			
										効率性	A	件数が少ないため、電算化せず、現在の実施方法が最適と判断します。国、県の負担金があり、財源確保に問題はありません。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
4	児童手当支給事業	子育て支援課	中学校修了までの児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭における生活が安定し、次代の社会を担う児童が健全に育っている。	児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	保護者等の経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	児童手当法に規定されている事業です。	現行どおり	児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行います。
										有効性	A	児童手当を支給することにより、生活が安定し児童が健やかに成長しています。		
										効率性	A	児童手当法により、国、県、市及び事業者の費用負担割合が定められています。また、児童手当システムにより適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
5	ひとり親家庭等支援事業	子育て支援課	子育てをするひとり親家庭等を支援することにより、ひとり親家庭の生活が安定し児童が健全に育っている。	ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施する。 ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行う。 ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-1	シティプロモーション	ひとり親家庭等の生活・経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	国のひとり親家庭支援施策による「母子家庭等対策総合支援事業補助金要綱」、千葉県「ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領」等に基づき、実施している事業です。	現行どおり	ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施します。また、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。さらに、ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行ったり、高校3年生等を対象に、大学等の受験料と模擬試験の受験料の費用を支援します。
										有効性	A	医療費助成や自立に向けた支援により、ひとり親家庭等の経済的な支援を行っています。		
										効率性	A	ひとり親医療費は児童福祉システム(ひとり親家庭医療費助成)により、適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
6	母子生活支援施設等入所保護事業	子育て支援課	母子家庭の生活安定と向上のために必要な措置をとることで母子家庭の生活が安定する。	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子及びその児童を入所させ保護し、自立促進のため、その生活を支援する。経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせる。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	助産施設に助産の委託を行うことで、入所した妊産婦が安心して出産する体制を整えることができました。	妥当性	A	児童福祉法第22条及び第23条に規定されている事業です。	現行どおり	支援が必要な母子家庭及びこれに準ずる事情のある女子ならびに児童を入所保護し、生活の安定と経済的な自立を促進します。
										有効性	A	入所支援を行うことにより、母子家庭の生活が安定しています。		
										効率性	A	事業費の1/2は国庫補助金、1/4は県補助金として受けています。支援を必要とする対象者が安心して生活できるよう支援を行っています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
7	児童扶養手当事業	子育て支援課	ひとり親等で児童を養育する者に手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活が安定し、児童が健全に育っている。	児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	ひとり親家庭等の生活安定のための経済的支援を行うことができました。	妥当性	A	児童扶養手当法に規定されている事業です。	現行どおり	児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行います。
										有効性	A	児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の経済的な支援を行っています。		
										効率性	A	児童扶養手当法の規定されている事業であり、支給手当額の1/3の国庫補助金を受けています。児童扶養手当システムにより適正かつ効率的な事務処理を行っています。		
8	児童遊園管理事業	子育て支援課	広場や遊具を備えた遊び場を、児童が安全で気軽に利用できる。	児童の健康増進や安全な遊び場として設置された市内の児童遊園の管理運営を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	児童に健全な遊び場を提供するため児童遊園を維持管理することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにする効果が得られました。	妥当性	A	安心・安全な遊び場を提供することは良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。	一部改善	児童遊園の管理の一部を、地元自治会の協力のもと行います。また、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。
										有効性	B	子どもたちの安全な遊び場を提供することで良好な子育て環境の充実に寄与していますが、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。		
										効率性	A	清掃などを地元自治会の協力を得て行うことで、効率的に管理を行っています。		
9	児童センター運営委託事業	子育て支援課	児童センターを適切に運営することで、児童や保護者が安心・安全に遊ぶことができる。	児童や保護者が安心・安全に遊びを展開できる場として、総合福祉センター・南部総合福祉センター内の児童センター運営を指定管理者として社会福祉協議会に委託する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	—	児童に健全な遊び場を提供するため児童遊園を維持管理することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにする効果が得られました。	妥当性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。	現行どおり	子育て支援の一環として、児童に安心・安全な遊び場を提供するため、児童センター2か所を指定管理者制度により、適正に実施します。
										有効性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。		
										効率性	A	指定管理者制度により、効率的に運営しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
10	プレーパーク運営事業	子育て支援課	子どもの冒険心や好奇心をかき立てる遊び場や自然の中で思い切り遊ぶことができる。	子どもたちが木・土・水などの自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場（プレーパーク）を運営する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	シティプロモーション	自由な遊び場を通して子どもたちの交流を促進するとともに、子どもの保護者に子育ての情報を交換できる場を提供することができました。	妥当性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるのに必要な事業です。	現行どおり	子どもたちが安全に自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場（プレーパーク）を委託により運営します。
										有効性	A	子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。		
										効率性	A	外部委託することにより、効率的に運営しています。		
11	子ども・子育て施策推進事業	子育て支援課	子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進することで、子育て環境が充実している。	子ども・子育て会議を開催する。「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を行う。また、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報を提供する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	公民連携・シティプロモーション	子ども・子育て会議を開催し、計画事業の進捗を確認しました。	妥当性	A	子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法72条に基づき設置しています。（努力義務）	現行どおり	子ども・子育て支援施策に関し必要な事項について審議するため、子ども・子育て会議を開催します。計画に位置付けた各施策・事業の実効性を確保するために計画の適正な進行管理を行います。また、「赤ちゃんの駅」を登録し、情報発信を行います。
										有効性	A	子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、関係機関等からの意見聴取は、子ども・子育て施策の推進に必要です。		
										効率性	A	事業費は委員報酬及び費用弁償のみであり、会議開催回数についても必要最小限に留め、コストの縮減を行っています。		
12	子ども・子育て支援事業計画策定事業	子育て支援課	こども基本法に基づくこども大綱を踏まえながら、計画策定することで、子育て環境が充実している。	「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」をこども基本法に基づくこども計画と一体的に策定する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	市民協働・シティプロモーション	こども達を対象にワークショップやアンケート調査などを実施し計画を策定しました。	妥当性	A	計画策定にあたっては、こども基本法の中で、こどもや子育て当事者等の意見を聴取することが求められています。	現行どおり	令和7年3月に策定した、「こども計画」に基づき、計画に位置づけた各施策・事業を推進していきます。
										有効性	A	計画に市民ニーズを反映することで、地域の実情に即した計画策定が可能となり、子育て環境が充実していきます。		
										効率性	A	業務の一部を委託することで効率的に実施しました。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
13	子育て情報提供事業	子育て支援課	子育てについての情報提供サービスを利用することができる。	あらゆる主体による子育て支援に関するデータベースを構築するための検討を行い、新たな情報を提供する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	－	ホームページにおいて、子育て世代に分かりやすい情報発信を行いました。	妥当性	A	子育て支援の一環として子育て情報の提供は子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進のため必要な事業です。	現行どおり	ホームページにおいて、子育て世代に分かりやすい情報発信を行います。子育て応援サイトすくすくについては、事業者から無償でのサービス提供終了の申出があったため事業を廃止しましたが、冊子の有効活用を引き続き実施していきます。
										有効性	A	子育て支援に関する情報を簡単に入手できることで、子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進につながっています。		
										効率性	A	民間事業者との協働により、無償で情報ブック「すくすく」を更新しました。また、最新の情報をホームページ等を通じて発信することで効率的に実施しています。		
14	高校生等医療対策事業	子育て支援課	医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健やかな子育てがされている。	高校1年生から高校3年生相当までの医療に要する保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成する。	健康・福祉・子育て	6	6-1	シティプロモーション	現物給付及び償還払いによる助成を行い、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行うことができました。なお、保護者に対して子ども医療の適正受診の周知を行いました。	妥当性	A	市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減する施策であり、継続して実施する必要があります。	現行どおり	高校1年生から高校3年生相当までの医療費を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行います。
										有効性	A	子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の経済的負担が軽減されています。		
										効率性	A	子ども医療費助成対象年齢を高校3年生相当まで拡充して実施していますが、助成額の負担が大きくなっています。適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討が必要です。		
15	ファミリー・サポート・センター運営事業	保育課	地域の相互援助活動により、仕事と育児が両立できている。	子育ての支援を受けたい人とそれを応援したい人が会員となり、3人のアドバイザーが会員相互のコーディネートを行う。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	ファミリー・サポート・センターの運営を通じて、市民相互で行う育児の援助活動の支援を行うことができました。また、連携市間で活動等の情報共有や合同でウェットティッシュを作成し、広域連携を進めることができました。	妥当性	A	ファミリー・サポート・センターの運営は市民相互で行う育児の援助活動を支援する上で必要な事業です。	現行どおり	市民への周知により、随時会員の新規登録が行われている状況であり、利用ニーズに応えるため、ファミリー・サポート・センターの運営を行います。
										有効性	A	利用ニーズは多く、安定した新規会員登録があり、市民相互で行う育児の援助活動の支援ができています。		
										効率性	A	国・県の補助金を効率的に活用している事業であり、また、周知も着実に行われていることから、実施方法に問題はありません。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
16	私立幼稚園等運営補助事業	保育課	私立幼稚園の費用負担を軽減することで、幼児教育を受けやすい環境ができている。	私立幼稚園設置者に対し、特別支援教育運営費補助金（心身障がい児の受け入れに対する補助）、預かり保育補助金（延長保育や長期休業期間における保育の実施に対する補助）、一時預かり事業（幼稚園型）補助金を交付する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	幼稚園の経営に対する経済的負担を軽減し、幼児教育体制の拡充に寄与することができました。	妥当性	A	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育の向上のため、私立幼稚園に対する支援が必要です。	現行どおり	幼児教育体制の拡充を推進するため、私立幼稚園における心身障がい児の受け入れに対する補助、夏季休業期間中の預かり保育に対する補助、幼稚園型一時預かり事業に対する補助、教育の質の向上や外国にルーツをもつ園児の教育等に要する費用に対する補助を実施します。
										有効性	A	私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育環境の充実と幼児教育の向上に寄与しています。		
										効率性	A	市規定により適正に実施しているとともに、さまざまな保育ニーズを把握し効率的に実施しています。		
17	幼児教育振興費補助事業	保育課	幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付することにより、幼児教育の振興ができる。	幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	芸術及び文化的行事並びに研修及び研究事業を補助したことで、幼児教育が振興しました。	妥当性	A	公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育の向上のため、私立幼稚園に対する支援が必要です。	現行どおり	市内の半数以上の私立幼稚園等が合同で行う幼児教育の振興に関する事業に対して補助を行います。
										有効性	A	私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育の振興に寄与しています。		
										効率性	A	市の規定により、適正に実施しています。		
18	病児・病後児保育事業	保育課	子どもが無理なく体力を取り戻せ、子育てと就労の両立がされている。	病気の回復期に至っていない児童（病児）又は、病気の回復期にある児童（病後児）の一時的な預かりを実施するため、市内医療機関に事業を委託する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	シティプロモーション	保育士不足により令和5年6月から事業を休止していましたが、令和6年6月から再開し、必要な保育を提供することができました。また、委託先を拡充するための調査・研究を行いました。	妥当性	A	他制度での預かりが困難な児童を対象としており、実施機関が少ないため必要な事業です。	現行どおり	市内医療機関への委託により、病児・病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、委託先を拡充するための調査・研究を行います。
										有効性	A	医療機関への委託により専門性のある保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。		
										効率性	A	民間への事業委託及び補助金の活用により効率的な運営を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
19	子育てのための施設等利用給付事業	保育課	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減する。	市が確認をした、子育てのための施設等利用給付の対象である幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動推進事業を利用した3歳から5歳までの子ども又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるものに、施設等利用費を支給する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減できました。	妥当性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、幼児教育・保育の充実と保護者の経済的負担の軽減をするために必要な事業です。	現行どおり	幼児教育・保育を無償化するため、支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給します。
										有効性	A	保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。		
										効率性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		
20	実費徴収に係る補足給付事業	保育課	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減する。	幼稚園において実費徴収している食事の提供に要する費用及び保育所等において実費徴収している日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減できました。	妥当性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、保護者の経済的負担を軽減するために必要な事業です。	現行どおり	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている費用について一定の低所得者及び第3子以降を対象に費用の一部を補助します。
										有効性	A	保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。		
										効率性	A	国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		
21	子育て短期支援事業	保育課	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童のために、短期入所が可能な養育施設等を確保することにより、当該児童及びその家庭の福祉を向上する。	市内に在住し、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童の保護者等からの申請に応じ、市が委託する養育施設等に対し、当該児童の利用について斡旋する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	養育施設等との連絡調整を密にすることにより、利用希望者に対して効率的に支援を提供できました。	妥当性	A	他制度で充足することが困難な需要を対象としており、公共関与の必要性が高い事業です。また、四街道市こどもプランにおいても、地域における子育て支援のために必要な施策として定めています。	現行どおり	ひとり親家庭その他の要支援家庭にある児童が安定して利用可能となるよう、養育施設等を確保しつつ、事業の実施規則に基づく運営を行います。
										有効性	A	専門性のある養育施設に事業委託することで、ひとり親家庭等の児童に対し、適切な短期入所支援を提供することができます。		
										効率性	A	民間への事業委託及び国庫補助等の活用により効率的な運営を実施しています。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
22	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育課	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用者における経済的負担を軽減し、多様な事業者の参入促進及び能力活用を行う。	市が認めた小学校就学前の子どもを対象とした集団活動の利用に係る給付金を支給する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	事業の対象となる活動を実施する施設等を決定し、当該施設等の利用者に対して給付金を支給しました。	妥当性	A	他制度で充足することが困難な需要を対象としており、公共関与の必要性が高い事業です。また、四街道市こどもプランにおいても、地域における子育て支援のために必要な施策として定めています。	現行どおり	事業の対象となり得る活動を実施する施設等及びその利用者に対して事業内容を周知の上、事業の実施要綱に則り、適正な給付事務を実施します。
								有効性		A	幼稚園類似施設等の利用者における経済的負担を軽減することで、多様な教育・保育需要に応えるための社会資源を充足することができています。			
										効率性	A	国が示す事業の実施要綱に則り給付金額を設定の上、特定財源として国庫補助を確保しています。		
23	保育所入所等管理事業	保育課	保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受け、就業などができる。	保育希望保護者との相談、入所申請受付、入所・退所の決定などを行う。管外保育所入所希望者の場合は、当該市区町村長と入所協議を行う。また、保育料を決定し徴収業務を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営をすることができました。	妥当性	A	児童福祉法等の規定に基づいて実施している事業であるため必要な事業です。	現行どおり	保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受けられるよう、適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営を行います。
										有効性	A	児童福祉法等の規定に基づいて、適正な入所判定会議を実施することで、適正に保育サービスが提供されています。		
										効率性	A	児童福祉法等の規定に基づいて行っている事業で適正に保育サービスの提供を実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		
24	保育所運営委託事業	保育課	国の基準による運営費を交付することにより、保育を必要とする児童が充実した保育サービスを受けられる。	保育所及び認定こども園等に対し、国で定められた基準に基づき運営費を支出する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	児童を保育所等で教育・保育することにより、子育て支援と児童の健全育成を行うことができました。	妥当性	A	法令に基づいて実施している事業であり、すべての児童を公立保育所で対応することはできないため、私立保育園への委託は必要です。	現行どおり	法令に基づいて実施している事業であり、増大する保育ニーズのすべてを公立保育所のみでは対応できないため、計画的に私立保育園への委託を行います。
										有効性	A	児童福祉法等に基づいて実施している事業であり、計画的に保育施設を確保することで、待機児童対策に大きく寄与しています。		
										効率性	A	児童福祉法等に基づき、国の交付金で財源を確保しながら、民間保育所へ委託をすることにより、効率化ができています。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
25	保育所運営連絡調整事業	保育課	保育所間の連携を行うことで、一体的な保育が実施できている。	公立保育所及び私立保育園間との連絡調整及び千葉県保育行政主管者協議会に参加し、諸事項の検討と情報交換を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	市内保育所(園)等全園会議の開催や千葉県保育行政主管者協議会に参加することで、諸事項の検討と情報交換を行いました。	妥当性	A	安全で良質な保育サービスの提供には保育所間との定期的な情報交換が必要です。	現行どおり	円滑な保育事業の実施のため、市内各保育園との連絡調整や他市との情報交換を定期的に実施します。
										有効性	A	適正かつ円滑な保育事業を実施するためには、市内各保育園との連絡調整や他市との情報交換は諸事項を把握するうえで効果的です。		
										効率性	A	人件費以外の経費はありませんが、効率的な事務を実施しています。		
26	こどもルーム運営事業	保育課	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生がこどもルームで保育を受けられる。	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生に対して、放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや生活の場を提供するこどもルームを運営する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	シティプロモーション	市内25ルームで学童保育を行うことにより、子育て支援と児童の健全育成に寄与しました。また、四街道小学校の敷地内に、新たなこどもルーム専用施設を建設しました。なお、四和小学校に建設予定であった新たなこどもルーム専用施設については、入札の不調等により中止しました。	妥当性	A	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を行うために必要な事業です。	現行どおり	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場としてこどもルームを提供します。また、四和小学校の敷地内に、新たなこどもルーム専用施設を建設します。
										有効性	A	就労等により、昼間保護者の監護を受けられない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成に寄与しています。		
										効率性	A	市の直営ではなく、事業の一部を業務委託により事業を実施することで、効率的に事業を行っています。		
27	保育所管理運営事業	保育課	入所児童が、安全で快適な保育を受けられる。	清掃、機械警備業務など公立保育所の施設・設備の維持管理及び中央保育所分園の運営管理等を行う。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	各保育所における適正な保育環境を確保することにより、入所児童が安全で快適な保育を受けられました。	妥当性	A	安全で快適な保育環境を確保するために必要な事業です。	現行どおり	安全で快適な保育環境を確保するために施設・設備の維持管理業務を委託・工事により実施します。
										有効性	A	施設・設備の維持管理に必要な業務を委託・工事により実施しており、安全で快適な保育環境を確保することで保育サービスの充実につながっています。		
										効率性	A	施設・設備の維持管理に必要な業務を委託・工事により、効率的に実施しています。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
28	私立保育園運営費等補助事業	保育課	私立保育園の運営を支援することで、保育の必要がある児童が充実した保育サービスを受けられる。	私立保育園に要綱で定められた補助金を交付する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	私立保育園の安定した運営ができたことにより、入所児童の健全な保育が行われました。	妥当性	A	私立保育園へ補助金を交付することで安定した運営が行われ、さらには各種保育サービスの充実が保育ニーズにつながっているため必要な事業です。	現行どおり	通常保育以外の特別保育への期待が高まっていること、また、公立保育所で全ての保育ニーズへの対応は不可能であることから、私立保育園を活用した各種保育サービスを継続して提供していきます。
										有効性	A	補助金を交付することで私立保育園の安定した運営が行われるとともに、各種保育サービスが充実されています。		
										効率性	A	公立保育所ですべての保育ニーズへの対応は不可能であるため、私立保育園での各種保育サービスを効率的に活用しています。		
29	保育所等整備事業	保育課	新設、改修により保育所定員数を拡充し、保育の必要がある児童が、保育サービスの提供を受けられる。	民設・民営による認可保育所等を整備するため、施設整備の補助金を交付する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	認定こども園の防犯対策の強化に係る整備及び保育所等における睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入に対する補助を実施しました。また、補助事業によるものではありませんが、小規模保育所2施設への働きかけにより保育所への移行(定員の増加)を実現し、新たに70人分の定員を確保することができました。	妥当性	A	児童福祉法上、保育の実施責任は市町村にあるとされており、市の総合計画においても推進するものであることから、必要性の高い事業です。	現行どおり	民間事業者に対して保育所等の整備に係る補助金を交付します。
										有効性	A	補助事業の実施により保育所等の運営が円滑化されたことで、総合計画の目標どおり待機児童数を0人とすることができています。		
										効率性	A	補助事業の実施により民間の資源を活用することで保育施設を整備するための初期費用を抑えつつ、特定財源として補助率の高い国庫補助を確保しています。		
30	保育所等指導監査事業	保育課	保育所等に対して、定められた基準、法令等に照らし指導監査を実施することで、保育所等の適正な運営を確保する。	保育所等に対して、定められた基準、法令等に照らし適正な運営がされているかどうかを確認するため、指導監査を実施する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	千葉県と並行実施により、保育所6施設、幼稚園型認定こども園1施設、認可外保育施設2施設に対して、市単独実施により、小規模保育事業所10施設、病児・病後児保育事業所1施設に対して、指導監査を実施しました。	妥当性	A	法令により実施が義務付けられており、指導監査を実施することで、保育所等の安全管理等適正な運営が確保され、保育所等を利用する市民の安心につながる必要な事業です。	現行どおり	保育所等の負担軽減のため、保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園は千葉県の監査等と並行して行い、小規模保育事業所は市単独で実施します。また、適正な運営の確保及び効率的に指導監査を実施できるよう、毎年実施計画を策定します。
										有効性	A	指導監査を実施することにより、保育所等の委託費の不正受給や不適切保育の抑止力となっています。		
										効率性	A	保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園は千葉県の監査等の項目と重複している部分があることから、千葉県の監査等と並行して実施することで、保育所等の負担を軽減しつつ、効率的に行っています。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
31	中央保育所施設維持管理事業	保育課中央保育所	施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
										有効性	A	施設の維持管理及び環境整備をすることで、乳幼児が安全で安心できる施設となっています。		
										効率性	A	早期の点検・修理（一部、予算措置が間に合わない不具合箇所は応急処置）を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができます。		
32	中央保育所保育運営事業	保育課中央保育所	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	デジタル化・シティプロモーション	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。
										有効性	A	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。		
										効率性	A	保育ニーズは多く、公立保育所として多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができます。		
33	中央保育所給食運営事業	保育課中央保育所	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができている。	安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	—	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づきアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子どもへ適切に対応しています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。
										有効性	A	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができます。		
										効率性	A	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
34	分園施設維持管理事業	保育課中央保育所	施設を適切に管理することより、保育所(分園)を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を作る。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
										有効性	A	施設の維持管理及び環境整備をすることで、幼児が安全で安心できる施設となっています。		
										効率性	A	早期の点検・修理を実施しており、子どもたちが安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。		
35	分園保育運営事業	保育課中央保育所	保育所(分園)・家庭間の連携が円滑になり、保育所(分園)への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育も実施する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。	現行どおり	幼児の健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行います。
										有効性	A	学校の余裕教室を活用し、小規模ながらも活発に活動しています。分園と家庭間の連携が円滑になり、分園への信頼感も高まり市民が良質な保育サービスを受けられています。		
										効率性	A	入所者数は定員を満たしていませんが、学校との連携を取りながら効率的な運営するなど、分園としての良さを発揮しています。		
36	分園給食運営事業	保育課中央保育所	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができている。	安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。
										有効性	A	栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、幼児の健やかな成長を促進することができています。		
										効率性	A	幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギー等を持つ子どもへ適切に対応するためには、コストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
37	千代田保育所施設維持管理事業	保育課千代田保育所	施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。
										有効性	A	施設の維持管理及び環境整備を行うことで乳幼児が安全で安心できる施設となっています。		
										効率性	A	早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設になっています。費用も最小限に抑えることができます。		
38	千代田保育所保育運営事業	保育課千代田保育所	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育も実施しました。	妥当性	A	地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。	現行どおり	子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。
										有効性	A	保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。		
										効率性	A	保育ニーズは多く、公立保育所として、多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に、発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができます。		
39	千代田保育所給食運営事業	保育課千代田保育所	安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができる。	安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。	健康・福祉・子育て	6	6-2	－	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。	妥当性	A	地方自治法、児童福祉法、市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子へ適切に対応しています。	現行どおり	給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。
										有効性	A	栄養バランスを考慮した新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができます。		
										効率性	A	乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためには、コストや人件費を削減することは難しいと考えられます。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
40	保健活動地域連携事業	健康増進課	市町村保健活動を携わる各団体へ補助金・負担金を交付し、連携強化及び資質向上を目指し、地域保健活動に関する事業を推進するために必要な環境の維持と整備を行う。	市町村保健活動に携わる者の連携強化・資質が向上する事業に対する補助金・負担金を交付する。	健康・福祉・子育て	4	4-2	－	地域保健活動に関する事業を推進するために必要な環境の維持、整備をすることができました。	妥当性	A	少子高齢社会において、子育て支援事業や生活習慣病予防事業の必要性は高くなる一方であり、健康増進法第3条により、市はその対応に携わる者に資質を向上させる必要があります。	現行どおり	負担金審議会等に基づく負担金の支出を行うとともに、県内市町村との連携・研修に積極的に参加し、得られた知識や情報を、本市の保健活動に活用していきます。 なお、審議会の審査方針が変更されたことによって、令和6年度の交付団体であった「印旛郡市保健指導者研究会」への負担金は廃止されました。
										有効性	A	保健医療にかかる地方事務の増大と課題は圏域市町村で共通するものがあり、研修等に参加し得られた知識や情報により、市の保健事業の改良改善、市民サービスの向上に寄与しています。		
										効率性	A	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会において審議されています。負担金は規約に基づき人口割・会員数割などで算出されています。		
41	保健医療体制整備事業	健康増進課	保健医療活動を携わる各団体へ補助金・負担金を交付し、市民の健康増進、健康危機対策、医療体制等を行う。	保健医療に関する活動に対する補助金・負担金を交付する。	健康・福祉・子育て	4	4-2	公民連携・シティプロモーション	広域的な診療体制の整備や災害時の医療救護設備の整備等により、保健医療体制の維持、整備ができました。	妥当性	A	救急医療体制の整備や広域災害への備えなど広域で対応が必要な課題のほか、複雑化する保健事業の安全・円滑な実施には、医師会、歯科医師会など関係機関との連携・協力が不可欠です。	現行どおり	県及び印旛郡市の負担金審議会のほか、協定や市補助金交付要綱等に基づき負担金等を交付します。
										有効性	A	各団体の活動により、本市が行う保健事業等への円滑な協力が得られるとともに、市民の疾病予防と健康増進を行っています。		
										効率性	A	事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会で審議されているほか、協定や補助金交付要綱等に基づき交付しています。		
42	健康データ管理事業	健康増進課	保健事業の対象者や受診データの経年管理やデータ処理を行い、より市民の健康を増進する。	保健事業の対象者や受診者のデータを経年管理し、効率的な事業運営を行うとともに、結果を分析し事業企画等に反映させる。	健康・福祉・子育て	4	4-1	－	各種保健事業の勧奨通知や結果通知などの事務を円滑に実施し、統計報告等のデータ処理業務を効率的に行うことができました。また、現行の健康管理システムと標準仕様との比較分析・データ要件定義を行い、標準仕様への移行の準備を進めることができました。	妥当性	A	市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ管理であり、健康増進法第3条に基づき、市の施策として実施しています。	現行どおり	市民の健康づくりに寄与する事業運営を行うため、データを蓄積し、その有効活用ができるよう、各職員の研鑽をすすめます。また、健康管理システムについて、国が示す標準仕様への移行作業を行います。
										有効性	A	経年的なデータ管理により、個人及び集団の傾向が把握できます。また、各種保健事業数、対象者・利用者数とも年々増加しており、その膨大なデータの処理に欠かさないシステムです。		
										効率性	A	サーバを保有せず、パッケージソフトをASPサービスで使用するにより、経費の節減ができています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
43	健康増進人事管理事業	健康増進課	各種保健事業に実施にあたり、事務員や医療有資格者を雇用し、円滑な業務の遂行及び市民の幅広い年齢層の健康を増進する。	会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当等、共済費の執行管理を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	－	各種保健事業に実施にあたり、職員だけでは人員が不足するため、事務員や医療有資格者を雇用することで、円滑な業務の遂行及び市民の幅広い年齢層の健康を増進することができました。	妥当性	A	年間を通じ幅広い年齢層を対象として、様々な事業や相談を行っているため、会計年度任用職員の雇用は、円滑な事業遂行のためには必要な事業です。	現行どおり	各種保健事業を実施するにあたり、職員だけでは人員不足が生じているため、必要とする事務員及び医療有資格者を雇用し、各種保健事業を円滑に実施します。
										有効性	A	各事業により必要とされる医療有資格者が異なることから、臨機応変に必要な知見を有する職種をそれぞれの業務に従事してもらうことで、各種保健事業が円滑に実施できました。		
										効率性	A	各会計年度任用職員を横断的に複数の事業に従事してもらうことで、事業間を連携するとともに、雇用の効率性が確保できました。		
44	検診事業	健康増進課	検(健)診を受け、疾病の予防・早期発見・早期治療を行い、市民が健康な生活を送れている。	市民の健康保持増進を目的とし、各種がん検診や骨粗しょう症検診等を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	デジタル化・シティブロモーション	各種検診を実施し、疾病やがんの発見や早期治療、検診を受けることによる健康意識の向上に寄与することができました。検診予約は、電話、予約システムで行いました。乳がん子宮頸部がん検診ではキャンセル待ちを再開しました。歯科健診に口腔機能検査を追加しました。受診券の申し込みは、電話、FAX、LoGoフォームで受け付けました。検診時の子どもの見守りを再開しました。アピアランスケアの助成を開始しました。	妥当性	A	健康増進法第19条の2、がん対策基本法第4条、千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき実施しています。疾病の早期発見、早期治療に結びつけることができるよう各種検診の実施は必要です。	現行どおり	市民の健康保持増進を目的とした各種検診等は、継続して実施していきます。集団検診では、予約制での実施を継続します。キャンセル待ちを全ての集団検診で再開します。検診予約電話の開設時間を変更します。疾病の予防・早期発見・早期治療、市民が健康な生活を送れるよう受診勧奨を続けます。アピアランスケアの助成を継続して実施します。
										有効性	A	検診の内容は国の指針などの基準を踏まえて実施しています。検診の種類は、集団・個別検診とも目標とする検診を実施しています。		
										効率性	A	集団検診と個別検診を選択でき、集団検診でも土曜日実施等、市民への利便性を検討し実施しています。感染症予防事業費等国庫補助金・千葉県健康増進事業費補助金を活用しています。予約制導入等の感染対策をとることで安全に検診を実施しています。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
45	予防接種事業	健康増進課	市民が予防接種を安全に受けることができ、感染症を予防し、健康で快適な生活を送れている。	市民を対象に予防接種法に基づく定期予防接種及び感染症の流行等に伴い必要な任意予防接種を行う。感染症予防のための啓発、予防策についての普及活動を実施する。感染症発生時は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく県の依頼要請等を受けて対応する。	健康・福祉・子育て	4	4-2	デジタル化・シティプロモーション	各種予防接種の実施と対象者への周知を行いました。各任意接種の助成（おとなの風しんワクチン接種の助成が37件、骨髄移植等特別の理由による再接種費用助成が0件）を行いました。子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ対象と緊急風しん対策対象者（60歳未満者）に個別通知による勧奨を行いました。新たに高齢者新型コロナウイルスワクチン定期予防接種を開始しました。	妥当性	A	予防接種法に基づき実施が義務付けられている定期の予防接種を継続して実施する必要があります。	現行どおり	予防接種法に基づく定期予防接種及び感染症の流行等に伴い必要な任意予防接種を行います。新たに高齢者带状疱疹ワクチンを定期接種として実施します。感染症予防のための啓発、予防策についての普及活動を実施します。
										有効性	A	基本的に予防接種法に基づき実施します。疾病予防に寄与できる接種率を保持するよう、また、過誤なく接種できるように医療機関や市民に周知しています。		
										効率性	A	A類疾病の予防接種は9割、B類疾病は3割程度を地方交付税で手当てされています。B類疾病の高齢者等インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナウイルス感染症ワクチンは被接種者に一部負担金があります。		
46	保健推進員事業	健康増進課	市民の健康に関する意識の向上、健康の保持増進に役立てる。	自治会からの推薦があった人（40人以内）を市長が委嘱し、行政と市民とのパイプ役、地域の身近な相談役として活動する。市内5中学校区に分かれて活動を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	—	研修会は計画どおり、年6回実施しました。地域ミニ講座では、ロコモ・フレイル予防として調理実習を5回行ったほか、子育て支援に向けた食育の推進や生活習慣病予防に関する栄養の研修を実施しました。	妥当性	A	市と市民のパイプ役、市民協働の担い手としての意味合いを持つ活動団体で、市民のニーズを踏まえた活動を行うことで、地域への健康意識の高揚や知識の普及につながっています。	現行どおり	保健推進員自らが、健康的な生活を心がけ、市民ニーズの把握や地域の状況に応じた活動を行いながら、市と市民とのパイプ役として活動します。また、市民に保健推進員の活動について周知します。令和7年度から2年間、新規に保健推進員を委嘱します。
										有効性	A	実践活動の中で、保健推進員自身も健康について学ぶ場や振り返る機会となり、資質の向上につながっています。保健推進員が健康情報を提供することで、家族、近隣、地域へと健康づくりの取組が広がっています。		
										効率性	A	健康づくりの推進のため、5中学校区毎に活動を行っています。地域と行政をつなぐ役割を担い、地域の健康水準の向上を目指しています。		
47	健康よつかいどう21プラン推進事業	健康増進課	多くの市民が各種健康づくり事業を利用し、自らの主体的な健康づくりに役立てている。	健康づくりの指針である「健康よつかいどう21プラン」の推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を実施するとともに実施状況の管理を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	公民連携・デジタル化・シティプロモーション	改定版プラン推進のため、関係機関・各課・各係へ啓発活動や各健康づくり施策の進捗状況調査を行いました。また、プラン推進のための啓発として、市政だよりやホームページの活用その他、大手スーパーとの連携や市のイベントを利用し、健康情報を幅広い年齢層に提供しました。	妥当性	A	健康増進法および市民の健康づくりの指針である第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に基づき実施される健康づくりの施策として必要な事業です。	現行どおり	改定版プラン推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を実施し、進捗管理を行います。また、新規・重点事業の進捗状況を確認し、推進していきます。
										有効性	A	様々な世代への運動習慣の定着と健康に関する知識の普及を行いました。また、第2次プランに位置付けられた各種健康づくり施策を推進しました。		
										効率性	A	市の大型イベントやスーパーと連携することで、幅広い年齢層に健康情報を発信する機会を増やし、健康づくりのきっかけになるよう取り組んでいます。		

令和7年度事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

健康こども部

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
48	成人保健事業	健康増進課	市民が健康に関する情報を得て、生活習慣が改善される。	生活習慣の改善及び健康意識を向上させるため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	デジタル化・シティブロモーション	健康教育は、各種教室の他、集団検診で実施しました。健診結果相談、成人健康相談では、個々に合わせた相談を行いました。成人健康相談では、自分の体の数値を見ることで、健康への意識向上を目的に体組成測定日を設けました。また、こころの講演会や、ゲートキーパー養成研修(2回)を実施しました。	妥当性	A	健康増進法や自殺対策基本法に基づき、保健事業を実施しています。生活習慣病の予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及により、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康の保持増進に取り組んでいます。	現行どおり	生活習慣の改善及び健康意識の向上のため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の心身の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を実施していきます。
										有効性	A	健康度のレベルが異なる市民に対し、様々な手法を用いて事業を実施することで、市民の健康意識の向上や、健康の保持増進につながっています。		
										効率性	A	生活習慣病予防と健康意識の向上のために、既存の保健事業を利用して広く健康情報を提供したり、生活習慣病予備軍などのハイリスク者へ働きかける等、様々な手法を組み合わせ、保健事業を実施しました。		
49	母子保健事業	健康増進課	親子支援を通して、親が育児不安・負担を解消し、健やかな子育てができています。	健康の保持増進、育児支援のため、妊産婦、乳幼児を対象に相談、健診、各種教室等の開催、家庭訪問等を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	デジタル化・シティブロモーション	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行いました。7年4月1日のこども家庭センター開設に向け、必要な準備を行いました。	妥当性	A	主に母子保健法に基づいた事業で、市町村が実施主体となります。親子の孤立やステップファミリーなど複雑な家庭環境の増加により、虐待予防の観点からもニーズは増大しており、必要な事業です。	現行どおり	こども家庭センターを設置することにより母子保健と児童福祉の連携の強化し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。妊婦支援給付金事業や産婦健診事業等を活用し、妊娠期から産後初期の母子支援を強化します。
										有効性	A	切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から子育て期のきめ細やかな支援として各種事業を展開しています。		
										効率性	A	ニーズや必要性に応じて事業を選択し、各種交付金を活用しながら自前事業と委託事業とを組み合わせ実施しました。		
50	ことばの相談事業	健康増進課	ことばの発達の遅れ、またはその疑いがある乳幼児及びその保護者が、個別相談を受け、関係機関の支援等を受けることで育児不安が軽減できる。	ことばの個別指導・相談、関係機関との連携、小学校への引継ぎなどを行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	—	個別相談や関係機関と連携し、ことばを含めた育ちの発達支援を行い、また、ニーズに応じて受診相談や療育相談を行うことにより、育児不安の軽減につながりました。	妥当性	A	ことばの相談は福祉・保健・療育分野に関わる必要性の高い事業です。	現行どおり	就学前のお子さんを持つ市民の、子どもの育ちに関する不安や心配に対し、他機関と連携しながら対応することで、親子関係が安定し、家族の健康度を保ちます。新たに非常勤言語聴覚士を雇用し、発音に関する相談件数の増加に対応します。
										有効性	A	乳幼児の育ちや、親子関係の相談を育児支援の枠内で扱うことで、保護者の経済的負担がなく、心理的負担の少ない方法で気軽に相談ができ、早期に必要な支援を行えました。		
										効率性	A	言語聴覚士が1人で、個別相談時間の確保が難しいため、関係機関と必要時連携を取り、保育園や幼稚園等集団の場での支援も行いました。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
51	保健センター管理運営事業	健康増進課	市民の健康づくりを推進する拠点施設である保健センターの機能を良好に維持し、市民が安全で快適に利用できるように施設の維持管理や修繕を行う。	市民の生活に密着した保健サービスの拠点となる保健センターの保守・保安管理、施設・設備の維持管理を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-2	シティプロモーション	施設管理等委託、施設老朽箇所の修繕により、安全で安定した施設運営が行え、良好な施設環境を整備することができました。	妥当性	A	建築物として各種法定点検が必要です。また、市民の健康づくり、保健事業の拠点として多くの市民が利用しており、施設の老朽化に伴い、快適性の維持、安全管理が必要です。	現行どおり	適正な保守、点検により改善箇所を検出します。修繕、改修等の実施は、優先順位をつけ、大きなものは計画的に行っていきます。また、可能な限り本庁舎管理との一括契約や同一業者に委託する等により経費を縮減していきます。
										有効性	A	各種点検、修繕等を行い、市の保健事業の最大にして唯一の拠点である保健センターを、衛生的、安全に管理しています。		
										効率性	A	通年業務については、本庁舎管理と協力し可能な限り一括契約等により経費縮減を行っています。建物が築39年を超え、維持管理のコストが増加していくことが見込まれます。		
52	休日夜間急病診療所事業	健康増進課	休日夜間急病診療所業務を円滑に遂行し、市民に休日夜間における適切な初期救急医療を提供する。	医師会等の協力により、日曜・祝日及び年末年始の夜間に市保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、急病患者の応急診療を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-2	デジタル化・シティプロモーション	医師会・薬剤師会等の協力により、初期診療業務の円滑な運営を行うことができました。また発熱患者の受入れを行ったことにより、受診者が増加しました。	妥当性	A	医療法および県保健医療計画に基づき、市が公設診療所で初期救急医療を確保することにより、市民が安心して適正な救急診療を受けられる体制を維持する必要があります。	現行どおり	救急医療機関は、経常的に存在することで市民の安心につながり、また、初期救急医療を確保することは市の役割であることから、平常時から基本的な診療体制を整備しておく必要があるため、継続して運営します。
										有効性	A	診療や多数の電話相談対応により、急病時の苦痛や不安の軽減とともに、繁忙期には、二次救急医療機関の負担軽減につながっています。		
										効率性	A	初期救急医療であるため医療設備等は必要最小限で運営しており、医師会、薬剤師会等の協力を得ながら必要最低限の経費で維持管理を行っています。		
53	国保運営事業（国民健康保険特別会計）	国保年金課	医療費を適正化することで、保険者及び被保険者の医療費負担軽減になっている。適正な資格審査及び資格管理を行うことで、被保険者が安心して医療を受けられている。	資格管理及び被保険者証交付事務などの電算化、被保険者資格の適正化、医科・歯科レセプト及び柔道整復療養費申請書の2次点検による医療費の適正化、国保運営協議会の開催等を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	—	業務委託により、レセプトの2次点検を行い、医療費の適正化や被保険者資格の適正化を行いました。運営協議会を開催し、国保運営の重要事項について審議しました。	妥当性	A	国民健康保険法で定められている事業であり、健全で安定的な国保運営をするためには必要な事業です。	現行どおり	被保険者の資格確認を行い、レセプト等の2次点検による医療費を適正化することで、適正かつ安定的な運営を実施します。
										有効性	A	レセプトの2次点検による医療費の適正化、被保険者資格の適正化及び運営協議会の開催について、成果目標を達成でき、一定の効果を得られています。		
										効率性	A	必要な事務の電算化や委託化により、効率的に事業を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
54	国保給付事業 （国民健康保険特別会計）	国保年金課	保険者が医療費など適正な負担をすることにより、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けられている。	国保連合会から請求された保険者負担分及び診療報酬審査手数料を支払う。被保険者が申請した療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支払う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	－	被保険者に対して、適正な保険給付を行い、負担の軽減につなげました。	妥当性	A	国民健康保険法で定められている事業であり、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けるうえで必要な事業です。	現行どおり	国保連合会に診療報酬審査を委託し、適正かつ効率的な事業運営を行います。被保険者が一定の負担で安心して医療サービスが受けられるよう適正な保険給付を行います。
										有効性	A	適正な保険給付をすることで、必要な医療サービスが受けられ、被保険者の負担軽減につながります。		
										効率性	A	レセプトの審査、支払事務を委託にすることにより、事務の軽減につながり、適正化・効率化を行います。また、必要な事務の電算化により効率的に事業を実施しています。		
55	国保保健事業 （国民健康保険特別会計）	国保年金課	保健事業を展開することにより、医療費の抑制を行い、健全で安定的な運営を行っている。被保険者の健康保持・増進及び疾病予防が自己の医療費負担の軽減になっている。	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・特定保健指導を行う。疾病の早期発見のために人間ドックの受検費用に対し、助成を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	公民連携・デジタル化・シティブロモーション	生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や短期人間ドック助成事業等を実施し、被保険者の健康保持・増進につなげました。また、さらなる保健事業の推進のため、事業を見直し、令和7年度から新規事業として脳ドック助成事業を開始します。	妥当性	A	特定健康診査・特定保健指導については国民健康保険法第82条で定められている事業であり、被保険者の健康保持・増進、健全で安定的な事業運営のため必要な事業です。	現行どおり	被保険者に対し、受診率等の向上策を講じながら、特定健康診査・特定保健指導及び、短期人間ドック助成事業を行います。さらに、令和7年度新規事業として、脳ドック助成事業の開始及び特定健診未受診者に対する勧奨事業をより効果的に実施します。また、糖尿病性腎症重症化予防事業を行い、さらなる医療費の負担軽減と被保険者の健康保持・増進に取り組んでいきます。
										有効性	A	特定健診の結果から、積極的支援と動機付け支援に該当する者に保健師や管理栄養士など、専門職による継続的な支援を行い、被保険者の生活習慣を改善することで、被保険者の健康保持・増進、疾病予防が行われています。		
										効率性	A	引き続き補助金を活用し、効果的な保健事業を展開しています。		
56	国保税賦課徴収事業 （国民健康保険特別会計）	国保年金課	適正な賦課及び徴収により被保険者が公平に保険税を負担している。	国民健康保険被保険者に対する保険税の賦課徴収を行う。	行財政運営	2	－	－	国民健康保険税について、口座振替納付が原則であることを、市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレットなどを活用し、周知しました。併せて、加入手続き時に、ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替登録の活用を進めています。また、休日滞納整理にて、電話催告するとともに、納め忘れ納付書を送付しました。	妥当性	A	地方税法に定める規定と国保税条例に基づく事業です。加入世帯の員数・所得に応じて国保税を賦課徴収するもので、負担の公平性から必要な事業です。	現行どおり	地方税法の規定と国保税条例に則り、適性に賦課します。また、ペイジー口座振替サービスを活用した口座振替による納付や、定期的にコンビニ等で納付可能な納付書を送付することにより、納付機会を付与し、現年度分の収納率向上を目指します。
										有効性	A	被保険者の世帯員数・所得状況を適切に把握し、適正な保険税賦課を行っています。また、滞納者に対しては、督促状の送付や休日の滞納整理、納税相談等を行い、収納率向上に取り組んでいます。		
										効率性	A	市税等収納向上対策本部において計画した、効果的かつ効率的な徴収対策を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
57	国保税還付金 （国民健康保険 特別会計）	国保年金課	保険税の還付及び充 当を行うことで、被保 険者が保険税を適正 に納めることができ る。	過誤納となった保険 税について、還付又 は充当処理を行う。	行財政 運営	2	-	—	被保険者の過誤納か ら生じる還付金支出 について、短期間で適 正に実施し納税者の 税負担の公平性につ なげました。	妥当性	A	還付又は充当は地方税法に定められているものであり 必要な事業です。	現行どおり	地方税法の規定と国保 税条例に則り、過誤納 金を、適時適正に還付 又は充当します。
										有効性	A	還付又は充当を的確に処理することで納税者の税負担 の公平性につながっています。		
										効率性	A	事務の電算化によりの確に賦課を行い、結果として過誤 納による還付充当も効率的に実施できています。		
58	後期高齢者医 療制度事務事 業 （後期高齢者医 療特別会計）	国保年金課	被保険者の身近であ る市役所で、窓口業 務を担うことにより、 各種申請手続きの利 便性がよくなる。 後期高齢者医療制度 の適正な運営が行わ れる。	被保険者の資格の得 喪や給付の申請など の窓口業務を行う。	健康・福 祉・子育 て	4	4-1	—	各申請書の受付や被 保険者証等の交付・ 回収を適切に行い、 後期高齢者医療制度 を円滑に運営するこ とができました。	妥当性	A	千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に 掲げる事務であるため必要です。	現行どおり	被保険者の利便性を向 上させ、安心して医療 が受けられるよう実施し ていきます。
										有効性	A	申請書の受付及び被保険者証等の交付・回収を適切に 処理することで、被保険者が必要な医療サービスをうけ ることができ、被保険者の負担軽減につながっていま す。		
										効率性	A	千葉県後期高齢者医療広域連合で規定された様式・事 務手順を用いることにより、県内で統一した手続きを受け ることができ被保険者の利便性が向上しています。		
59	長寿・健康増進 事業助成事業 （後期高齢者医 療特別会計）	国保年金課	短期人間ドックを受検 することにより、生活 習慣の見直しや疾病 の予防・早期発見が 可能となり、健康の保 持・増進により、医療 費抑制に繋がる。	短期人間ドック受検 料の助成を行う。	健康・福 祉・子育 て	4	4-1	—	短期人間ドック受検費 用の助成を行うこと で、健康の保持・増進 に寄与することができ ました。	妥当性	A	短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直し や疾病の早期発見ができ、早期治療及び医療費の抑制 につながるため必要な経費です。	現行どおり	短期人間ドック受検料 の助成を行うことで、疾 病を予防又は早期に発 見し、健康の保持・増進 及び医療費抑制を目指 します。また、新たに令 和7年度より脳ドック助 成事業の開始します。
										有効性	A	短期人間ドック受検料を助成することで、被保険者が負 担する受検料が軽減されるとともに、被保険者の健康保 持・増進、疾病の早期発見、早期治療が期待できます。		
										効率性	A	情報システムを導入し、助成条件判定や承認書発行事 務を効率的に実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
60	後期高齢者医療制度保険料徴収事務事業 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	後期高齢者医療制度の適正な運営が行われている。	千葉県後期高齢者医療広域連合により決定された保険料を徴収する。	行財政運営	2	-	—	負担能力に応じた保険料を徴収することができました。 収納率向上対策として、市税等収納向上対策本部による滞納整理を実施しました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、負担能力に応じた保険料を徴収することで、円滑な制度運営を行うために必要です。	現行どおり	高齢化の進行に伴い、医療費の増大が予想されることから保険料の確保が不可欠となるため、関係法令に則って保険料の収納率向上を目指します。
										有効性	A	法令に基づく督促状や催告書の送付、また、滞納整理の一環として電話催告、再発行納付書の送付や納付相談等の実施により収納率の向上に取り組んでいます。		
										効率性	A	他の課と連携をとり、計画的に効果的・効率的に収納対策を実施しています。		
61	後期高齢者医療保険料還付金 (後期高齢者医療特別会計)	国保年金課	被保険者の過誤納となった保険料を還付することで、被保険者の保険料を広域連合に適正に納めることができる。	被保険者の過誤納となった保険料を還付又は充当する。	行財政運営	2	-	—	賦課更正等に伴い過誤納となった保険料を、適切に還付又は充当することができました。	妥当性	A	高齢者の医療の確保に関する法律第110条又は地方自治法に基づき行っている必要な事業です。	現行どおり	被保険者の過誤納となった保険料を、適時適正に還付又は充当します。また、還付金額や還付までの期間に応じ、適正に還付加算金を支給します。
										有効性	A	保険料の還付又は充当を適正に処理することで、被保険者の公平な負担につながっています。		
										効率性	A	事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付充当を効率的に行っています。		
62	国民年金事務事業	国保年金課	国民年金第1号被保険者の資格取得、免除申請等及び老齢基礎年金等の制度の説明を行うとともに、各種申請書等の届出の受付を円滑に行い年金制度の普及・啓発を行う。	国民年金被保険者などの資格の得喪及び免除や年金裁定請求の受付を行い、日本年金機構に送付する。	健康・福祉・子育て	4	4-1	—	関係法令に則って適正な事務を実施することができました。	妥当性	A	国民年金法第3条及び第6条に定められており、市が実施すべき法定受託事務です。	現行どおり	法定受託事務であるため、関係法令に則って事務を適正に実施します。
										有効性	A	被保険者の各種届出申請などの手続きが適正に行われています。		
										効率性	A	窓口業務の委託や事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。		

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	基本計画				令和6年度				令和7年度	
					分野	政策	施策	推進力	事業成果	事業の評価		具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
63	後期高齢者健康診査事業（新規事業）	国保年金課	被保険者の健康の保持・増進及び疾病予防を推進し、医療費負担を軽減する。	後期高齢者医療被保険者に対し健康診査を行う。	健康・福祉・子育て	4	4-1	－	健康診査を実施し、被保険者の健康保持・増進及び疾病予防・重症化予防を実施できました。	妥当性	A	千葉県後期高齢者医療広域連合から受託している事業であり、被保険者の健康保持・増進、健全で安定的な事業運営のため必要な事業です。	現行どおり	被保険者に対し、健康診査を行うことで、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげ、医療費の負担軽減と被保険者の健康保持・増進に取り組みます。また、健康診査未受診者に対し、受診勧奨を行います。
										有効性	A	健康診査により被保険者が自身の健康状態を把握し適切な医療を受診できるとともに、保健事業と介護予防の一体的実施事業の基礎的な情報となります。		
										効率性	A	引き続き千葉県後期高齢者医療広域連合と協力し、効果的な保健事業を展開しています。		